

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所第3、4号機に係るSA訓練の実施時期に関する面談

2. 日時：令和2年7月15日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

小坂企画調査官、長澤主任原子力専門検査官

高須統括監視指導官、上田上席原子力専門検査官、柳原子力専門検査官

関西電力(株)

原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループマネジャー他8名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所第3、4号機に係わるSA訓練の実施時期及び内容について、資料に基づき説明を受けた。

- ・保安規定の審査基準における「重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。」の「使用を開始する」とは保安規定に定める運転上の制限（以下「LCO」という。）の適用が開始される日であり、保安規定変更の都度、保安規定の附則で規定する施行日は使用前検査終了日等となる。
- ・「あらかじめ必要な教育及び訓練」とは、力量の付与に必要な教育訓練の実施に加えて、力量付与の妥当性を検証した後に力量認定を行うこととし、これらの「力量付与の教育訓練」及び「妥当性検証」を「あらかじめ必要な教育及び訓練」とする。
- ・従来はLCO適用開始後にシーケンス訓練を行っていたが、今後は上記「妥当性検証」に必要なものとしてLCO適用開始前に実施する。
- ・「力量付与の教育訓練の実施（全要員）」とは、実機又はモックアップ設備を使用して教育訓練を行うことにより、全ての要員がその後に計画されるシーケンス訓練に参加出来る力量が付与されている状態となる。

○原子力規制庁は、「力量付与の教育訓練の実施」の内容に時間評価が含まれないことを確認し、その扱いについて庁内で確認の上、必要があれば改めて説明を求める旨を伝えとともに、チーム検査の計画に必要となるSA訓練の実施時期について引き続き情報提供することを求めた。

○関西電力(株)からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：2019年12月12日第810回審査会合資料2－1（抜粋）

高浜3、4号機特重施設の導入に伴う教育訓練の実施時期（予定）